

届出による診療所への病床の設置について

1 制度概要

医療法第7条第3項により、診療所の病床は、医療法施行規則（第1条の14第7項）で定める場合には、知事への届出（※1）により設置できるとされている。

本県では、「医療法施行規則で定める場合」の具体的内容、手続き等を定めた「医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に係る取扱要領」を制定している。

本要領第3条第1項において、届出により診療所へ病床を設置しようとする場合には、事前協議の申出が必要とされており、同第3条第2項において、地域医療構想調整会議の協議を経たうえで、医療審議会の意見を聴いて、病床設置届出診療所に該当するか否かを決定することとされている。

※通常の場合、診療所に病床を設けようとするときは、都道府県知事の許可が必要

2 事前協議の申出のあった診療所

この度、本要領第3条第1項に規定する事前協議の申出が下記診療所からなされたため、病床の設置について意見聴取するもの。

名 称：根塚整形外科・スポーツクリニック

所在地：富山市田刈屋 428-1

開設者：根塚 武

【届出による診療所への病床の設置スキーム】

